

指定（介護予防）訪問入浴介護

重要事項説明書

当事業所は奈良県からの指定を受けています。
奈良県指定 第 2970700809 号

株式会社コネクトカンパニー
オアシス五條

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）訪問入浴介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問入浴介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社コネクトカンパニー
代表者氏名	代表取締役 宇山 英明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	奈良県五條市五條4丁目2-11 (0747) 24-5028
法人設立年月日	2025年10月16日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	オアシス五條
介護保険指定 事業所番号	奈良県指定第 2970700809 号
事業所所在地	奈良県五條市釜窪町 1405
連絡先 相談担当者名	電話番号 (0747) 24-5028 FAX 番号 (0747) 22-8113 相談担当者：管理者 森脇 直之
事業所の通常の 事業の実施地域	五條市（西吉野町、大塔町を除く）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社コネクトカンパニーが開設するオアシス五條（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定訪問入浴介護従業者等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める者とする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月31日～1月3日は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
---------	---------

サービス提供時間	午前 9 時～午後 5 時
----------	---------------

(5) 事業所の職員体制

管理者	森脇 直之
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 名
看護師 (看護職員・准看護師)	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定（介護予防）訪問入浴介護のサービスを提供します。 2 入浴前後の利用者の心身の状況の把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定等）を行います。	1 名以上
介護職員	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定（介護予防）訪問入浴介護のサービスを提供します。	1 名以上 うち 1 名は常勤
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 名以上
サービスの提供の責任者	1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人又は介護職員 3 名をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とします。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
浴槽使用による全身入浴	居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
清拭又は部分浴	心身の状態等によって、全身入浴が困難な場合であって、利用者又は家族が希望した場合。

(2) 看護職員及び介護職員の禁止行為

看護職員及び介護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

全身入浴を実施した場合		全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合	
看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合	介護職員3名で実施した場合	看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合	介護職員3名で実施した場合
基本単位	基本単位	基本単位	基本単位
1,266 単位	1,203 単位	1,139 単位	1,083 単位

加 算	基本単位	算 定 回 数 等
特別地域訪問入浴介護加算	所定単位数の 15/100	1 回あたり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	1 回あたり
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100	1 回あたり
初 回 加 算	200 単位	1 月につき
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位	1 日につき
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位	1 日につき
看取り連携体制加算	64 単位	1 回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	44 単位	1 回あたり
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	36 単位	1 回あたり
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	12 単位	1 回あたり
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 100/1000	1 月につき 〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 94/1000	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 79/1000	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 63/1000	

- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合は、上記所定単位数の 90/100 に相当する単位数を上記単位数より減算し、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記所定単位数の 85/100 に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を上記単位数より減算します。

- ※ 初回加算は、新規利用者の居宅を訪問し、サービス利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 看取り連携体制加算は、看取り期におけるサービス提供を行った場合に、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合及び要介護認定を受けていない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。法定代理受領を行わない場合又は今後要介護認定を受ける場合は、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

サービス提供時には、利用者の居宅の設備から入浴に必要な水道と電気を使用いたします。その料金は全額利用者負担となります。また、以下のとおりその他の費用をいただきます。

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。(事業所から利用者の居宅までの距離を、最も合理的な経路により算定し、1km あたり 15 円)	
② 支払手数料	支払方法の違いにより以下の支払い手数料をいただきます。 (ア) 事業者指定口座への振り込み…振込手数料(実費)はお客様負担(南都銀行 五条支店 口座番号: 普通 2257868 名義人: 株式会社コネクトカンパニー) (イ) 自動振替…1 回ごとに 100 円 (ウ) 現金支払い…1 回ごとに 300 円 ただし、自動振替手続き中における現金払いは(イ)の手数料といたします。	
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただく場合があります。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供あたりの自己負担額の 30%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供あたりの自己負担額の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
④ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水や専用資材等に係る費用	運営規程の定めに基づき、実費を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（または郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。支払い方法の違いにより前項②の手数料をいただきます。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み 南都銀行 五条支店 口座番号：普通 2257868 名義：株式会社コネクトカンパニー</p> <p>(イ) 利用者指定口座からの自動振替 (毎月 27 日 金融機関休業日の場合、翌営業日)</p> <p>(ウ) 現金支払い（自動振替手続きが完了するまでの間）</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p> <p>※紛失等により、領収証の再発行が必要となった場合、再発行と記したうえで、手数料として 1 枚あたり 350 円の手数料をいただきます。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 看護職員、介護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (4) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森脇 直之
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結</p>

	果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当事業所における協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（重要事項説明書巻末に記入欄を設けています。）

【協力医療機関】	医療機関名	いわくらクリニック
	所在地	和歌山県橋本市三石台1丁目3-11 フォレストB棟1階102号
	医師名	岩倉 伸次
	電話番号	(0736) 26-8646

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	よしの保険（株式会社よしの）
保険名	東京海上日動 超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	事業活動の遂行により生じた対人・対物事故の損害賠償責任を補償

11 身分証携行義務

看護職員、介護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定（介護予防）訪問入浴介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- ② サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）訪問入浴介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定（介護予防）訪問入浴介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。その場合は実費相当分をご負担いただきます。（1枚につき10円）

15 衛生管理等

- ① 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定（介護予防）訪問入浴介護の用に供する浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 指定（介護予防）訪問入浴介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。そのため、実際の利用状況に応じて変動します。予めご了承ください。

(1) サービス提供の責任者

職名・氏名 管理者 森脇 直之 （連絡先：(0747) 24-5028 ）

- (2) 提供予定の指定（介護予防）訪問入浴介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険適用する場合）※実際の利用状況に応じて変動します。

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
月			有・無	円	円
火			有・無	円	円
水			有・無	円	円
木			有・無	円	円
金			有・無	円	円
土			有・無	円	円
日			有・無	円	円
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	無 ・ 有（1回あたり	円）
----------	-------------	----

② キャンセル料	重要事項説明書 4-③記載のキャンセル料となります。
③特別な浴槽水や専用資材等の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

- (4) 1ヶ月あたりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	月	回として	円程度（概算額）
	上記金額に支払い手数料（100円～300円または実費が加算されます）		

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。利用者へ良質な介護サービスを提供するとの立場から、利用者及び介護者等からの相談苦情に対して迅速かつ円滑な解決を図り、その対応に努めるものとする。
- (1) 相談及び苦情受付者が、相談及び苦情内容を記録します。記録には受付日時、利用者氏名、住所、電話番号を記入し、内容を詳しく記載する。
 - (2) 管理者は、訪問介護従事者から事実関係の確認を行う。
 - (3) 担当者及び管理者が利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、速やかに事情の確認を行う。
 - (4) 担当者は相談及び苦情発生の原因及び状況等について詳細な分析をし、事業所管理者及び事業所の関係者全員で対応について検討し、対応方法を策定する。
 - (5) 担当者、管理者が利用者及び家族等の居宅を訪問し、相談及び苦情についての対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）
 - (6) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者や関係機関への連絡を行う。
 - (7) 相談及び苦情に対する対応記録をパソコンのデータベースに保管し、再発防止に役立てる。
- ウ その他参考事項
- (1) 当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。
 - (2) 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけ、管理者、サービス提供責任者を中心に介護員の研修等を実施する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当：管理者 森脇 直之	所在地：奈良県五條市釜窪町 1405 電話番号：(0747) 24-5028 ファックス番号：(0747) 22-8113 受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
【市町村（保険者）の窓口】 五條市役所 介護福祉課 介護保険係	所在地：奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号 電話番号：(0747) 22-4001 ファックス番号：(0747) 25-0294 受付曜日：平日（祝日と年末年始を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【市町村（保険者）の窓口】 御所市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地：奈良県御所市 1 番地の 3 電話番号：(0745) 62-3001 ファックス番号：(0745) 62-5425 受付曜日：平日（祝日と年末年始を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【市町村（保険者）の窓口】 吉野町役場 長寿福祉課	所在地：奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1 電話番号：(0746) 32-3081 ファックス番号：(0746) 32-8855 受付曜日：平日（祝日と年末年始を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【市町村（保険者）の窓口】 橋本市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地：和歌山県橋本市東家 1 丁目 1 番 1 号 電話番号：(0736) 33-1111 ファックス番号：(0736) 33-1665 受付曜日：平日（祝日と年末年始を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地：奈良県橿原市大久保町 302-1 電話番号：(0120) 21-6899 ファックス番号：(0744) 21-6822 受付曜日：平日 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【公的団体の窓口】 和歌山県国民健康保険団体連合会	所在地：和歌山県和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 日 赤会館 501 号 電話番号：(073) 427-4662 ファックス番号：(074) 427-4664 受付曜日：平日 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

18 身体拘束の禁止について

当事業所では、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は原則行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合については、理由その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

19 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のために、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます

○虐待防止に関する責任者：管理者 森脇 直之

○苦情解決体制を整備しています

○従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。

○事業者は、サービス提供中に、介護事業所又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた物と思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20 事業継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の継続的な実施や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画：BCP）を策定し、当該計画に従った研修及び訓練を実施します。

この「重要事項説明書」は、「奈良県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（2012年 奈良県条例第17号）」第55条2項、及び「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（2012年 奈良県条例第18号）」第52条の2項の規定に基づき、利用申込者又はその家族へ重要事項説明のために作成したものです。